資料－４

運営権者収受額の定期改定内容

宮城県企業局水道経営課

１．料金等及び料金等改定の仕組み

- 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「水道料金」、流域下水道事業における「維持管理負担金」は、業務分担に応じて県と運営権者がそれぞれ収受する。

※ なお、市町村及び工水ユーザー企業に負担をかけないよう、料金等は県が一括して徴収する。

料金等 ＝ **料金（県：管路等）** ＋ **利用料金（運営権者：施設等）**

料金等の改定

- 水道料金及び流域下水道の維持管理負担金は県条例に規定しているため、料金等の改定には、**県と市町村による協議**を経て、**県議会の議決**が必要。
- 今後も５年に１回を基本として定期改定を行う。

県と運営権者による協議 ＞ 県と市町村による協議 ＞ **県議会議決**

2．料金等改定内容（１）

（１）広域水道料金

➢ 料金改定の背景

○　水道事業の料金は概ね５年ごとに見直しを実施（現行料金期間：令和２年度～令和６年度）

○　受水市町村からの「みやぎ型管理運営方式の導入効果を少しでも早く料金に反映してほしい」という要望を踏まえ、令和７年度からを予定していた次期料金期間を１年前倒し、料金改定を行うもの。

➢ 対象事業

大崎（３市６町１村）、仙南･仙塩（８市９町）

➢ 対象期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（５年間）

➢ 改定内容

①大崎

（単位：円/㎥、税抜）

	現行料金 （R2～R5）	料金改定 （R6～R10）	比較増減
基本料金	496	485	▲11
使用料金	91	89	▲2
供給単価※	124.0	122.4	▲1.6

※５年間の給水収益を有収水量で割った目安の単価

②仙南・仙塩

（単位：円/㎥、税抜）

	現行料金 （R2～R5）	料金改定 （R6～R10）	比較増減
基本料金	817	799	▲18
使用料金	42	41	▲1
供給単価※	126.1	119.1	▲7.0

※５年間の給水収益を有収水量で割った目安の単価

３．料金等改定内容（２）

（２）流域下水道維持管理負担金

➢ 料金改定の背景

○　仙塩など７つの流域下水道事業の維持管理負担金は、現行単価の期間が平成３１年度から令和５年度までとなっていることから、令和６年度以降の負担金について単価改定を行うもの。

※検討段階で物価の安定が見込めないことから、今回の改定は令和６年度１年間の「臨時改定」として対応する。

➢ 対象事業

仙塩（３市２町）、阿武隈川下流（５市６町）、鳴瀬川（１市１町）、

吉田川（１市２町１村）、 北上川下流（２市）、北上川下流東部（１市１町）、迫川（２市）

➢ 対象期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで（１年間） 令和７年４月１日以降については、市町村と協議中

➢ 改定内容

（単位：円／㎥、税込）

流域	現行単価（H31～R5）	改定単価（R6）	比較増減	うち物価上昇による増加額
仙塩	39．8	44．8	5．0	5．0
阿武隈川下流	48．5	57．3	8．8	5．7
鳴瀬川	81．1	92．3	11．2	8．5
吉田川	47．8	58．6	10．8	4．6

（単位：円／㎥、税込）

流域	現行単価（H31～R5）	改定単価（R6）	比較増減	うち物価上昇による増加額
北上川下流	80．3	91．2	10．9	6．2
北上川下流東部	125．8	147．7	21．9	10．7
迫川	132．7	147．3	14．6	12．3

４．運営権者収受額の定期改定のルール（１）

- **運営権者収受額の<u>金額と改定ルールは実施契約書に規定</u>。**
- **運営権者収受額の改定**は、**需要変動**（契約水量の見通し等）や、**物価変動等**（日銀物価指数等の指標）に**限定**される。

【算出式（定期改定の場合）】 実施契約書　別紙10−3

改訂後の月次運営権者収受額＝ 月次運営権者収受額　×　**<u>変動指標</u>**

<u>変動指標</u> ＝（**a** × **需要変動比率** × **物価変動比率**）
＋（**b** × **物価変動比率**）＋ **c**

a ：需要変動対象費用（薬品費、動力費及び廃棄物処理費）
b ：物価変動対象費用（人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費及びその他営業費用）
c ：公租公課及び事業報酬

5．運営権者収受額の定期改定のルール（２）

- **参照される物価指標**

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県，電気・ガス・熱供給・水道業，30人以上）
物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）
物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・ガス・水道）
物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均）
物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

- **需要変動比率：**

直後に到来する料金期間における水量見込　÷　当初長期水量見込のうち、直後に到来する料金期間に対応する部分の水量見込

- **物価変動比率：**

人件費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における**物価指標①**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標①の平均値）
＋**薬品費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における**物価指標②**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標②の平均値）
＋**動力費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における**物価指標③**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標③の平均値）
＋**修繕費**、**保守点検費**、**廃棄物処理費**、**資産減耗費**及び**その他営業費用**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標④の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における**物価指標④**の平均値）
＋**償却費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年　間における**物価指標⑤**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標⑤の平均値）

６．運営権者収受額の定期改定の概要（実施契約書　第55条）

〇　実施契約書に基づき、各料金等の改定日である令和６年４月１日に運営権者収受額の改定を行うもの。

〇　県が市町村から徴収する料金等（※）の改定については、令和５年９月県議会において議決済み。

※　水道料金及び下水道維持管理負担金

<運営権者収受額の定期改定の概要>

- **対象事業**　：水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業
- **対象期間**　：水道用水供給事業、工業用水道事業

　令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（５年間）

流域下水道事業

　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで（１年間）

※　令和７年４月１日以降については、県が市町村から徴収する料金等の改定状況を踏まえ改定予定。

７．定期改定後の月次運営権者収受額

（金額：円）

事業種別	事業名	定期改定前	定期改定後	変動指標	比率	
					需要変動	物価変動
水道用水供給事業	大崎広域水道用水供給事業	112,052,031	113,898,421	1.016	1.013	1.017
	改訂前との差額		+1,846,390			
	仙南・仙塩広域水道用水供給事業	119,270,785	121,770,200	1.021	1.069	1.017
	改訂前との差額		+2,499,415			
工業用水供給事業	仙塩工業用水供給事業	19,778,905	20,166,172	1.020	1.006	1.021
	改訂前との差額		+387,267			
	仙台圏工業用水供給事業	10,856,952	11,195,129	1.031	0.988	1.038
	改訂前との差額		+338,177			
	仙台北部工業用水供給事業	4,288,890	4,311,409	1.005	0.969	1.006
	改訂前との差額		+22,519			
下水道事業	仙塩流域下水道事業	108,326,251	112,333,687	1.037	1.046	1.025
	改訂前との差額		+4,007,436			
	阿武隈川下流流域下水道事業	104,919,259	109,038,850	1.039	1.065	1.024
	改訂前との差額		+4,119,591			
	鳴瀬川流域下水道事業	14,107,732	14,380,228	1.019	0.995	1.024
	改訂前との差額		+272,496			
	吉田川流域下水道事業	38,030,181	38,870,959	1.022	1.020	1.019
	改訂前との差額		+840,778			
９事業合計		531,630,986	545,965,055			
	改訂前との差額	±0	+14,334,069			

※　変動指標等は簡易的に小数点以下３桁で表示している